

## 重要事項説明書

### 1 当社のサービスの方針等

私たちは、医療・保健・福祉の分野で、地域の方々の生活を生涯に渡って支えることに最善を尽くし、そして、そこで働いていることに誇りを持ちます。

### 2 事業の目的と運営方針

事業者（介護予防訪問看護）は、要支援状態である利用者に対し、その居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3 事業所の概要

事業所名	ハートホーム新山口訪問看護ステーション	
所在地	山口市小郡平成町1-18	
事業者指定番号	3560390134	
提供可能サービス	介護予防訪問看護	
管理者及び連絡先	氏名	連絡先
	大道 薫	083-976-2400
サービス提供地域	山口市	
職員体制等	管理者	1名（看護職員と兼務）
	看護職員	5名（うち1名は管理者と兼務）
営業日・営業時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30 日曜日休み （注）年末年始（12/30～1/3）は休日の扱いとなります。	

### 4 サービス提供の責任者等

(1) サービス提供の責任者は、次のとおりです。

なお、サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

責任者 氏名：大道 薫 連絡先（電話）：083-976-2400

(2) サービスを提供する主な看護師等を事業者側の都合により変更する場合は、サービス提供の責任者から事前に連絡します。

### 5 サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。また、食材料費、おむつ代、衛生材料費、利用者の希望による時間延長料金、および日常生活においても常に必要となるもので、利用者が負担することが適当と認められる費用については、利用者の実費負担となります。

(2) その他

ア 交通費通常サービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）

イ 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

A 自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とし。口座引落1件につき50円の手数料をお支払いいただきます）。

B 現金払い（毎月15日までにお支払い願います）。

ウ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。介護保険において、介護予防サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合は、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

エ 利用者負担金の滞納が3ヵ月分以上ある場合（または4ヶ月以前の滞納がある場合）には、利用者負担金の未払金に対し、年利3%の延滞料を別途請求させていただきます。

※ 介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります

（介護保険外のサービスとなる場合は、サービス利用料の一部が介護保険制度上の支給限度額を超える場合を含みます。この時には、介護予防サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）。

## 6 キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

全体窓口（連絡先）（電話）：083-976-2400

(2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 期	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無 料	
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100 %	

## 7 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

## 8 相談窓口、苦情対応

○当事業所ではお客様からの相談や苦情に対して、次の様な体制で対応致します。  
何かありましたら、先ず苦情受付担当者にご一報願います。

担 当	役 割	担当者名および連絡先
苦情受付 担当者	苦情の受付、 確認、記録	大道 薫 電話番号： 083-976-2400 FAX： 083-976-2403 対応時間：（月）～（土）8：30～17：30
苦情解決 責任者 （事務長）	苦情の解決	宮地 正浩 電話番号： 083-976-2400 FAX： 083-976-2403 対応時間：（月）～（土）8：30～17：30
第三者委員 （青藍会グル ープ全体を包 括）	苦情の解決に 対する助言、 苦情の直接受 付	梶田 ヨシコ（前 佐山地区 民生委員） 山口市佐山2294 電話番号： 083-989-3287 末宗 諭史（小原地区民生・児童委員） 山口市黒川765-6 電話番号： 083-924-6503 武田 宏子（湯田地区 民生委員） 山口市神田町9-16 電話番号： 083-924-3091 重富 建久（宮野地区 民生委員） 山口市宮野下311-2 電話番号： 083-925-1812

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

山口市介護保険課	所在地： 山口市亀山2-1 電話番号： 083-934-2795
山口県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地： 山口市朝田1980-7 電話番号： 083-995-1010
山口市地域包括支援センター	所在地： 山口市亀山2-1（山口市役所内） 電話番号： 083-934-2758

## 9 事故・問題発生時の対応

事故・問題が発生した場合、利用者の状態を確認し、必要な処置を行いません。事故・問題の発生状況、利用者の状態については「事故報告書」に記録を残し、管理者より利用者のご家族に報告をします。また、必要であれば関連部署、市町村にも連絡をします。

各部署で発生した事故・問題に対して、管理者は自分の部署の職員と発生した事故・問題について「事故報告書」を基に対処方法を検討、決定し、是正処置を行います。また、管理者は発生した事故・問題の内容を確認し、その事故・問題の発生原因を職員と共に究明し、再発防止に努めます。

## 10 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 青藍会
代表者名	理事長 阿武 義人
本社所在地・電話	所在地 : 山口市吉敷中東一丁目1-2 電話番号 : 083-933-6000
業務の概要	訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、夜間対応型ヘルパーステーション、デイサービスセンター、グループホーム、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、有床診療所、短期入所施設、保育園、有料老人ホーム、住宅、特別養護老人ホームの設置経営
事業所数	27

## 【 説明確認欄 】

平成 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

(事業所) 社会福祉法人 青藍会 理事長 阿武 義人 印  
ハートホーム新山口訪問看護ステーション 山口市小郡平成町1-18

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(連帯保証人1) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(連帯保証人2) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(別紙資料)

ハートホーム新山口訪問看護ステーション 利用料金  
(介護予防訪問看護)

## 【介護保険料法定利用料自己負担金】

## ○介護予防訪問看護費（1回あたり）

看護師による訪問の場合	
所要時間20分未満	316円
所要時間30分未満	472円
所要時間30分以上1時間未満	830円
所要時間1時間以上1時間30分未満	1,138円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合	
1回あたり（20分）	316円
同一日に3回以上実施した場合、1回につき	284円
6:00～8:00、18:00～22:00の場合	上記料金の1.25倍
22:00～6:00の場合	上記料金の1.5倍

## ○各種加算

初回加算 (月額)	300円
緊急時介護予防訪問看護加算 (訪問実施時に算定：月1回まで)	540円
特別管理加算(月額)	
特別管理加算(Ⅰ)	500円
特別管理加算(Ⅱ)	250円
長時間訪問看護加算(1回あたり)	300円
特別管理加算の対象者に対して、1時間30分を超える訪問看護を行った場合に算定	
複数名訪問加算(1回あたり)	
30分未満	254円
30分以上	402円
退院時共同指導加算(1回あたり)	600円
(初回加算と同時に算定しない)	
サービス提供体制強化加算	6円
(サービスを直接提供する職員のうち、勤続年数3年以上の職員の割合が30%以上)	
※該当する場合に算定	

## 【その他利用料金】

通常サービス提供地域外への訪問に要する費用	実費
-----------------------	----

## 【手数料等】

口座引落手数料 (口座引落1件につき)	50円
利用料支払い延滞料 (滞納が3ヵ月分、または4ヶ月以前の滞納がある場合)	未払金に対して年利3%